

笠井委員

日本共産党の笠井亮です。EPAによる経済連携というのは、前回の委員会でも議論がありましたように、地域的な協力の利点を生かしてそれぞれの利益を増進しようというものでありますが、その促進に関しては、対象とされる農産品の競合による農家の経営の不安とか、さらには日比のEPAで新たに盛り込まれております人の移動などをめぐって、国内でもさまざまな懸念が関係者から出されております。

そこで、冒頭に麻生大臣に伺います。

外務省が行った経済外交に関する意識調査というのがございますけれども、それを拝見しますと、FTAと国内産業への影響について、これは平成十五年ということになっておりますが、結果的に一部の国内産業が厳しい競争にさらされてもやむを得ない、こういう選択肢に近いということで含めた回答者が三五・〇%、他方で、一部の国内産業が激しい競争にさらされるのならFTAが締結できなくてもやむを得ない、こういう選択肢に近いとこの調査でも言っている、合わせた数が三一・一%ということでありまして、そういう数字です。

外国人の労働者の受け入れについても同様に、容認、反対というのがともに三割台と拮抗しているとこの意識調査の結果が書いております。

このような国民世論の複雑な状況について、大臣はどのようにお考えでしょうか。大臣の認識を伺いたいと思います。

岩屋副大臣

済みません、事実関係を含むところがございますので、最初に私の方から。

先生御指摘の意見が拮抗しているということもございませぬけれども、ほかにも設問がございまして、日本が世界各国、地域とのFTA締結を積極的に推進すべきと思うか、そういう問いに対しては、そう思う、それから、どちらかといえばそう思うという回答が全体の四一%、どちらかといえばそう思わない、あるいは、そう思わないという回答が全体の一四・一%、こういう回答もございませぬので、FTAの推進自体については肯定的な意見が強いという結果が得られたところでございまして、先生御指摘の国内産業の状況等にも我々十分配慮をしながら交渉に取り組んでまいりたいと思っております。

麻生国務大臣

今岩屋副大臣の方から数字の上での説明がありましたけれども、FTA、いろいろ今自由貿易というのをやってきておりますけれども、御存じのように、いろいろな国と、これまでFTAを結んだ国との貿易の結果を見ましても、間違いなく日本の場合は、前年度比で二割三割伸びているところが結果としては多いという、貿易総量がふえてきたり、チリとの間等々、いろいろふえてきておりますことを見ましても、結果としてはそういったこととなります。

したがって、不安感があるというのはもう事実だと思っておりますので、そこらのところは、いろいろ丁寧に説明をしていくところも必要であろうとは存じますけれども、自由貿易というものの量を拡大していくというためには、このEPAとかFTAといういわゆる条約というか仕組みというものは、私は肯定的に考えております。

笠井委員

今不安感については丁寧に説明ということもありましたが、国民の意識、現状との関係では、やはり具体的かつ慎重な検討と対応が必要だということだと思っております。

そこで、まず、日本とメキシコのEPAの議定書に関して伺っておきたいと思っております。

ジェトロが日本メキシコEPA発効一年目の効果というレポートを出して、これを見ます

と、このEPAによって、日本の対メキシコ輸入量が増加している品目、すなわち関税撤廃効果があらわれている品目として、バナナ、冷凍オレンジジュース、そしてグレープフルーツジュースなどが列挙されております。効果があらわれているということで出ているレポートなんですけれども、政府としてもそういう認識なのかどうか、そしてまた、今後の輸入の予測についてどのように見ているか、お答えをいただきたいと思っております。

佐久間政府参考人

お答えいたします。お尋ねのうちオレンジジュースとグレープフルーツでございますけれども、日墨EPAが発効しました前後、二〇〇四年度と二〇〇五年度を比較いたしますと、オレンジジュースにつきましては一千六百トンから三千トン、グレープフルーツジュースにつきましては四百トンから一千三百トンというふうに増加をいたしております。ただ、この時期、いずれも二〇〇四年のハリケーン被害によりまして主要生産国であります米国からの輸入が大幅に減少しております、これを補うためにメキシコからの輸入が増加したものであるという要素がございます。

申しわけございませんが、バナナについては手元にちょっと数字がございませんが、二〇〇七年度以降、これらのうち、オレンジジュースにつきましては、現行税率五〇%まで削減する関税割り当てを設けて、域内数量を六千五百トンまで拡大するということといたしております。これは、我が国のオレンジジュースと国内かんきつ果汁の需要量に対して五%ということでございますので、国内生産に影響を及ぼすほどにふえていくということはないものと考えてございます。

また、グレープフルーツジュースにつきましては、関税を八年で撤廃するというにいたしておりますけれども、各年にならせば三%ずつという削減幅でございますので、輸入が大幅に増加するというようなことはないと考えてございます。

笠井委員

今いろいろありましたが、日本を直接の仕向け地とした輸入量というのは、重量ベースで私も計算してみましたが、オレンジジュースでいうと前年比で八八・八%、グレープフルーツジュースでは二二五・九%増、いろいろな条件があったというお話もありましたが、牛肉の場合は、BSEのことがありましたが、その影響もあるんでしょうが二倍増ということになっております。

品目によっては前年の輸入量を上回る勢いになっているということで、我が党が昨年指摘したように、今後の輸入量の推移というのが日本の生産農家にさらなる打撃を与えかねないということとは明らかではないかと私は思います。

次に、日比のEPAの問題であります。前回に引き続き幾つか質問したいと思っております。

本協定では、例えば、パイナップルの生鮮、小型の九百グラム未満ということでありますが、これについて、将来的な関税撤廃を目指して当面は関税割り当てを一千トン、五年後には千八百トンに順次増加させていくことになっております。

言うまでもなく、我が国におけるパイナップルの生産地は沖縄であります。そして沖縄は、米軍基地があるがゆえに県民の基地による負担は重くて、さまざまな被害も絶えることがない。私も、かつて参議院の沖縄北方特別委員長をやって、現地もたびたび行きまして痛感しておりますけれども、膨大な基地の存在によって土地の有効利用も制限されている状況のもとで沖縄の自立的発展を推進させるために、沖縄の農業というのは重要な産業として位置づけられております。

そこで、改めて内閣府と農水省に伺いたいんですが、政府は、こうした沖縄農業の発展の中でパイナップルというのをどのように位置づけているか、また、生産の現状、生産量と県内外への出荷量についてはどうなっているか、振興策について含めて、端的にお答え願いたいと思っております。

原田政府参考人

沖縄の農業振興についてお答え申し上げます。平成十四年に策定されました沖縄振興計画におきましては、沖縄の農業につきまして、沖縄ブランドの確立、あるいは流通、販売、加工対策の

強化、そして亜熱帯、島嶼性に適合した農業の基盤整備、赤土対策などを含めまして、環境と調和した農業の促進といったことで、農業政策全般につきまして、農林水産省を初め関係省庁あるいは地元県、市町村ともども沖縄の特色ある農業振興に努めているところでございますが、本島の北部圏域あるいは石垣地方につきましては強い酸性土壌でございます、その中で、パイナップルにつきましてはその土壌に適合するというところで生産振興品目に位置づけられておるわけでございます。

そうしたことから、沖縄県あるいは関係省庁と連携いたしまして、パイナップルにつきましての優良種苗の導入あるいは生産性、品質の向上を推進する等、その振興対策に鋭意努めているところでございます。

佐久間政府参考人

沖縄県のパイナップルの生産、出荷状況でございますけれども、平成十六年産におきましては、収穫量が一万一千五百トンございまして、出荷量が一万一千トンとなっております。仕向け先でございますが、加工仕向けが五千五百トン、県外の出荷が四千四百三十三トン、県内のお荷が千四百七十八トンとなっております。

生産振興の対策といたしましては、生産体制の強化を図るため、強い農業づくり交付金及び沖縄北部特別振興対策事業によりまして低コスト耐候性ハウス等の施設整備を、また、中央果実基金事業によりまして優良種苗の増殖によりまして新品種の普及等の事業を実施しているところでございます。

笠井委員

今答弁ありました、重視している、そして振興のために努力しているという話ですが、まさにパイナップルというのは、本土の消費者にとっても魅力的な農産物として注目をされているし、沖縄の観光産業の発展の上でも、政府の適切な支援策がとられれば前進するという可能性を持っていると思うんです。酸性土壌の地域で栽培されていて、サトウキビとも違って他作物への転換が容易でない作物だ。

復帰直後の収穫量、最大六万四千五百トンあったわけですが、今ありましたように、それが一万一千五百トン、うち県外出荷が四千四百三十三トンということでありまして、前回の委員会の中での答弁で、生鮮の小さいパイナップルについては輸入量が限定されていてほとんど影響がないというお話もあったわけですが、やはりこういう現状の中で、一千トン、それから五年後には一千八百ということになりますと、フィリピンから輸入されれば、実際には県外に出ているパイナップルに大きな影響が出るということは明らかだと思えます。この点で、やはり、実際にこういうことになると、沖縄のパイナップル産業がやがては市場競争とのかかわりで立ち行かなくなる時期が来るということは否めないと言わざるを得ないと思えます。

次に、人の移動にかかわって厚労省に伺います。

フィリピンの研修生であります、この中で、前回も議論があったわけですが、雇用条件をめぐって改善を求める、あるいはさまざまな問題が起こってきたときに労働にかかわる相談を受けつける窓口というのが国際厚生事業団になるということでもあります。

新しい制度が始まりますと、雇用労働問題や生活のさまざまな問題が持ち込まれる可能性があって、予期しない問題も出てくる可能性もあります。現に、外国人実習生の受け入れ問題では受け入れ機関の国際研修協力機構に相談が殺到をし、実際に、ある研修生から、相談したけれどもいつになっても解決できないという声も聞いております。

国際厚生事業団、今回の場合、これは法的地位が与えられた仲裁機関ではないようでありまして、けれども、今の体制では、寄せられた相談を機敏に解決することが難しく、結局フィリピン人研修生の権利や労働条件をきちっと保障することにならないんじゃないかと思うんですけれども、

この点はいかがでしょうか。

岡崎政府参考人

フィリピンから入ってこられる看護師あるいは介護福祉士の候補者の方々、これらの方々の相談、苦情の受付、これについては、御指摘のように国際厚生事業団が行います。法的地位というのはございませんが、厚生労働省の方からも予算措置といたしまして必要な体制はとっていききたいというふうに思っているのが一つ。

やはり、法律的な問題、例えば、労働者として労働契約のもとで研修を受けるわけでございますので、労働法上の問題等があれば、労働基準監督署等々、JICWELSからも、必要な連携をとりながら、必要なものについては権限がある機関が対応する、こういうことで適切な対応をしていきたい、こういうふうに考えております。

笠井委員

予算措置といっても、前回はありましたが、人的な措置ということで十分かということこれははるかに及ばないという問題があります。

そして、労働法上という点ですが、これも前回は触れましたけれども、外国人研修制度のもとにある実習生の現状で見れば、例えば、現に労基法違反とか賃金の未払い等の問題が各地で起こっているというのを政府は認めました。今回のフィリピン人研修生の受け入れに当たっても、そうした状況を起こさないという保障がないというのが現実だと思います。

もう一つ、フィリピン人研修生が日本の看護師資格を取得した後の問題なんですけれども、日本の労働市場の中で雇用契約が結ばれていることになるわけでありまして。この点でいうと、国際看護協会、ICNが、雇用された外国人看護師について、自国の看護師と同等の賃金と雇用の条件の保障、安全確保、受け入れがたい労働条件の禁止、差別の禁止などの厳格な保障を求めています。

資格取得後の看護師の権利や労働条件が日本人の有資格者と同様に保障されるのかどうか、そのためにどのような措置をとるのか、これはいかがでしょうか。

白石政府参考人

お尋ねの、今回の日比EPAの協定上、我が国の看護師資格を取得したフィリピン人の資格取得後の雇用計画の条件でございますけれども、我が国政府がフィリピン政府に通報した条件を満たすものとされておるわけでございますが、そこにおいては、日本人が従事する場合と同等以上の報酬を受けることを要件にする予定でございますし、また労働基準法上は、労働条件に関しまして、国籍を理由とした差別的取り扱いが禁止されておりますので、今回の仕組みで我が国の看護師資格を取得したフィリピン人に対しましても、差別的な取り扱いがないようにということでやってまいりたいと考えております。

笠井委員

前回はあったんですが、私は、そういう意味では、新たに受け入れるという点でいうと、やはり特別の措置というのが考えられなければいけないと思うんですが、そういうものが今の御答弁では聞こえてこない。そして、日本人でさえ、労働問題でいうと、偽装請負などの問題が大きな問題になっておりますけれども、さまざまな深刻な労働問題が発生しているのになかなかそれが解決しない中で、まして、海外から受け入れるということになった場合に、やはり特別の措置というか、きちんと見なきゃいけないということでは、全く心もとないと言わざるを得ないと思うんです。

最後に麻生大臣に伺いますけれども、冒頭の質問との関連もありませんが、今回のようなEPA

による経済連携の促進と日本の国内の諸問題、沖縄でいえば農業の問題、それから受け入れるフィリピン人研修生の権利と労働条件の確保もありますが、それとのかかわりについて、どういふふうを考えて対応されていくのかということについて、そのお考えを伺いたいと思います。

麻生国務大臣

これは随分長い間の協議が行われたんですが、少なくともこの交渉に当たって、フィリピン側からの要望として関税の撤廃、引き下げというのがありましたし、看護師、介護福祉士の受け入れ等々に関する要望が出されてきております。

これを受けた日本側におきましては、いわゆる国内農業と今笠井先生御指摘になりましたが、温度差が大分ありますので、国内農業というもの、中でも沖縄の話が出ておりましたけれども、こういったものに対して、健全な発展というものが急に阻害されるということのないように配慮せないかぬとか、看護師並びに介護福祉士につきましては、これは大量に移入するのではなくて、ぱっと入ってこられるのではなくて、段階を追う必要があるのではないかと、またその千人以上は絶対だめだとか、実にいろいろな御意見が出されたところでありまして、その適正な受け入れというものに関しては十分に留意をする必要があるということ、これは外務省に限らず、厚生労働省、法務省、いろいろなところでアイデアを重ねた上今回のことになったという経緯があります。したがって、私ども、やってみた結果、どういうところをもっと詰めねばならぬのか、やった結果我々の想像を超えていたところがあって、こっちはうまくいったところ、うまくいかなかったところ、何とのかしら、試行期間というものの中にいろいろなところを、いわゆる笠井先生のところにもいろいろ入ってこられるでしょうから、そういった話を聞いた上で、こういったものをもっとこういう改善が必要というようなことはしていく必要があるんだろうと思っております。

いずれにしても、こういった例というのは、日本としては公式な形でやるというのは過去に余り例がありませんので、そういった意味では、十分配慮していく必要があるというのは当然のことと存じます。

笠井委員

終わりますが、過去になかなか例がない、一方で、促進という面となかなか難しい問題への対応ということでの現実があるということでもあります。

我が党は、早い機会に我が国としてのどのような基本的見地で二国間経済協定に臨むべきかの見解を明らかにするということが我が党としても検討中でありまして、今回の日本・フィリピン協定案についていえば、質疑でも前回以降ただしてきましたが、以下二つの問題を含んでいて賛成できないということでもあります。

第一に、米国基地の存在で重大な被害をこうむっている沖縄の農民、農業に新たな困難を与える内容を含んでいるにもかかわらず、政府はそれに対する援助策を持っていないということ、第二に、来日するフィリピン人労働者の権利、労働条件の確保が確実に行われるという保障がないということでもあります。このことを表明して、質問を終わります。